

特別簡易型総合評価方式による競争入札の手引き

(総合評価方式の仕組みと技術提案資料作成時の留意点)

平成26年4月

周防大島町契約監理課

1. 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されました。

本町では、この品確法の趣旨に基づき、技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、入札価格や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する「特別簡易型総合評価方式による競争入札」を実施いたします。

2. 特別簡易型総合評価競争入札の手続きについて

特別簡易型を適用する工事においては、技術的な工夫の余地が小さいことから技術提案の範囲が限定されるため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切な施工がより重要となります。

そのため、企業が保有する施工実績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価することにより、企業が発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認し落札者を決定します。

以上のことから、総合評価競争入札の場合は入札者の当該工事の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し提出していただく必要があります。

（1）技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、入札公告や指名通知の際に、その旨を明記しますので技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、入札書と同時に提出をお願いします。

なお、技術提案資料が提出されない場合は、入札書は無効といたします。

また、具体的に記載する評価項目の内容は後段に記載しています。

（2）評価の方法

次の手順に従い評価を行います。

①加算点の算出

技術審査資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出します。

加算点は次の式により、各評価項目ごとに当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求めます。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計（満点）}} \times \text{各項目ごとの換算点} \right)$$

②評価値の算定

算出した加算点に標準点（100点）を加えて技術評価点を求めます。

この技術評価点と入札価格から、次式により評価値を算定します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点＝100点）} + \text{（加算点＝最大10点）}}{\text{入札価格（円）}}$$

$$\times 1,000,000$$

(3) 落札者の決定

評価値の最も高い入札者を落札者とします。なお、評価例は下記表の通りです。

価格以外の項目				A社	B社	C社	D社
評価項目			配点				
(1) 企業の 技術力	①企業の技術力	過去8年間の同種工事 の施工実績の有無	2	2	2	0	2
		過去5年間の工事成績 評点の平均点	2	2	1	1	2
		I S O 認証の取得状況	1	1	1	0	0.5
		項目計	5	5	4	1	4.5
		換算点	4	4	3.2	0.8	3.6
	②配置予定技術者 力	主任（監理）技術者の 保有する資格	2	2	0	1	2
		過去8年間の主任（監 理）技術者の施工経験 の有無	2	2	1	2	0
		項目計	4	4	1	3	2
		換算点	4	4	1	3	2
	(2) 企業の 地域貢 献度	③地域精通度	営業拠点の所在地	3	3	3	0
項目計			3	3	3	0	1
換算点			2	2	2	0	0.666
加算点（換算点計）(A)			10	10	6.2	3.8	6.266
標準点(B)			100	100	100	100	100
技術評価点（C=A+B）			110	110	106.2	103.8	106.27
入札書記載価格（千円）(D)				35,000	35,500	36,000	34,000
評価値（E=C/D*1,000,000）				3.1429	2.9915	2.8833	3.1256
評価値順位				1	3	4	2
落札者				○			

3. 技術提案資料の作成について

(1) 評価項目及び評価基準

技術提案資料の作成については原則として下記表の項目を対象とします。

項目の中には、工事毎に記載する内容を設定する項目がありますから注意してください。

評価において不適切であり、欠格となった項目がある場合は、失格として処理します。

評価項目	評価基準	配点	換算点	
企業の技術力	過去8年間の同種工事の施工実績	同種工事の施工実績がある	2	4
		施工実績がない	0	
	過去5年間の工事成績評点の平均点	80点以上	2	
		75点以上 80点未満	1.5	
		70点以上 75点未満	1	
		65点以上 70点未満	0.5	
		65点未満又は実績なし	0	
	ISO認証の取得状況	ISO9001及びISO14001を取得	1	
		ISO9001又はISO14001を取得	0.5	
		どちらも取得していない	0	
配置予定技術者力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士と同等の資格	2	4
		2級土木施工管理技士と同等の資格	1	
		上記以外	0	
	過去8年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	国・県・市町発注工事で実績あり	2	
		その他の公共発注機関で実績あり	1	
		同種工事の施工実績なし	0	
地域精通度	営業拠点の所在地	周防大島町内に本店あり	3	2
		周防大島町内に支店、営業所あり	1	
		周防大島町内に本店、支店、営業所なし	0	
合計		12	10	

(2) 作成上の留意事項等

項目ごとの留意事項は以下のとおりです。

①企業の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様 式
過去8年間の同種工事の施工実績の有無 (注1)	<p>a 評価対象を「平成 年 月 日から入札通知又は公告日までに完成し引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績について記載すること。</p> <p>b 発注者が周防大島町以外の場合は、同種工事に係る建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを提出することで替えることができる。</p> <p>c 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、コリンズの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>d 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。</p> <p>e 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。</p> <p>f 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>g 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	2-3
過去5年間の工事成績評点の平均点	<p>a 各企業の平成 年度から平成 年度までの過去5年間に竣工し検査を受けた周防大島町発注の工事の工事成績評点の平均点により評価する。ただし建築関係工事、維持管理業務として発注したもの及び5百万円未満の工事を除く。また災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したものは、対象としない。なお平均点は業種全体を対象とする。</p> <p>b 平均点は町の保有する工事成績評定に係る資料により算定して評価するので資料提出の必要はない。</p> <p>c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。</p> <p>d 対象とする期間に工事成績評点を有しない企業については、65点未満の取扱とする。</p>	—
ISO9001 ISO14001の 取得状況	<p>a 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また、外国語標記の場合は、日本語訳を添付すること。</p>	2-4

②配置技術者の能力について

項 目	留 意 事 項	様 式
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>a 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>b 配置技術者の保有資格について、1級土木施工管理技士並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書の写しを添付すること。</p> <p>c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること</p> <p>d 主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認出来る書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p> <p>e 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載した場合は、最も資格の低い者をもって評価する。</p> <p>f 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無 （注2）	<p>a 評価対象を、「平成 年 月 日から入札通知日又は公告日までに完成し、引渡し完了した同種工事の経験の有無」としているの、該当する工事について記載すること。</p> <p>b 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」調書によること。また、同種工事の経験として記載した工事の工期に対して、従事期間が短い場合は、同種工事の経験を有している事が確認できる資料（従事期間を示す資料及び最終工程表）を添付すること。なお、特段の指示がない場合は、提出された資料により施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間とする。）の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。</p> <p>c 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。</p> <p>d 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について資料を提出し、すべての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。</p> <p>e 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	2-5

③企業の地域精通度

項 目	留 意 事 項	様 式
地域精通度	a 周防大島町内に建設業法第3条第1項の営業所うち主たる営業所 (以下「本店」という。)、又は工場を有している場合に評価する。	2-6

※なお、上記表中、「(注1及び注2)同種工事」については、工事ごとに定めますので注意してください。

4. 技術資料の提出方法について

技術提案資料提出一覧表及び技術提案資料として提出を求められているものをあわせて提出すること。その際、技術提案資料等は内封筒と一緒に外封筒に入れて提出してください。外封筒の規格の指定はありません。なお、提出を求められているにもかかわらず該当する資料が提出されないものは評価しません。

5. その他留意事項について

地方自治法施行令においては、価格競争の場合は低入札価格調査と最低制限価格のいずれも採用が可能ですが、総合評価方式の適用対象工事については、当該方式の性質上、低入札価格調査のみが認められていることから、低入札価格調査と価格による失格基準を併用することになります。したがって、総合評価方式による競争入札の場合は、従来の最低制限価格は設定せず、低入札価格調査の対象工事となりますのでご注意ください。